

国税徴収法施行規則の一部を改正する省令要旨

- 1 差押えに係る不動産の差押えの解除の申出の細目及び差押えに係る不動産の時価に相当する価額を定める。(第二条関係)
- 2 その他所要の規定の整備を行う。
- 3 この省令は、令和九年四月一日から施行する。(附則第一項関係)